

## 飲食店利用促進事業【宮 GO 飯】～手順書～

宮古市では、市内飲食店を利用した方に対して割引を行います。

«令和8年2月4日(水)割引キャンペーン開始»

### 1. 対象店舗

次の全ての条件を満たす市内店舗

(1) 飲食サービス業を営んでいること。

(2) 登録申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を提出し、受理されていること。

### 2. 利用条件及び割引金額

(1) 2人以上で、一人当たり税込3,000円以上の利用 ⇒ 一人当たり1,000円割引

(2) 2人以上で、一人当たり税込1,000円以上の利用 ⇒ 一人当たり300円割引

※(2)にあたっては、7～14時の間に入店し飲食店を利用した場合に限る

### 3. 助成の対象となる利用者

市内の飲食店を利用するすべての人。

### 4. 助成の対象となる会食

2人以上で、対象店舗において行う食事・飲み会・会食・宴会等。

※時間帯やアルコール提供の有無、利用者の年齢は問わない。

### 5. 事業実施期間

令和8年2月4日（水）～令和8年3月31日（火）

※店舗の利用申請は、利用希望日の14日前から前日までに利用者が市商業振興課へ提出し、受付が完了したものに限る。

### 6. 店舗が行うこと

(1) 利用者の「申請受付完了メールの画面」又は「申請受付確認書」（紙）（様式第6号）を確認。

(2) 「申請受付完了メールの画面」の場合は、「利用確認書」（様式第3号）を作成。「申請受付確認書」の場合は受領。

(3) 利用人数や利用金額に応じて割引。

(4) 割引を適用した場合、「利用確認書」又は「申請受付確認書」、領収書等、「請求書」（様式第4号）、口座登録申請書（様式第5号）を添付し、市商業振興課へ割引額を請求。

※口座登録申請書は初回時のみ提出をお願いします。

### 7. 利用者の割引申請方法について

利用者は、前日までに対象店舗へ予約後、市商業振興課へ飲食店利用助成の申請を行う。

なお、申請方法は、申込フォーム、市商業振興課へ直接申請（紙）のいずれかによる。

### 8. 店舗等が行う他の割引・キャンペーンとの併用について

併用可能。ただし、他の割引等適用後の残額が利用条件に当てはまること。